

保高発0326第1号
令和8年3月26日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）長
市町村後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 } 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長
(公 印 省 略)

令和七年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額の告示について
(通知)

平素より後期高齢者医療制度の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和8年3月26日より、令和七年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額（令和8年厚生労働省告示第112号）が適用されたところです。

内容につきまして、下記のとおりお知らせしますので、御了知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号）第4条第2項及び第4項並びに第5条第4項の規定に基づき、令和7年度における調整対象需要額の算定の基礎となる普通調整係数を0.957922206519とし、補正係数を1.02872123281とするとともに、調整対象収入額の算定の基礎となる一人平均所得額を579,573円とすること。